

## 「ふじさわ子育てガイド」協働発行事業に関する協定書（案）

藤沢市（以下「市」という。）と〇〇〇（以下「事業者」という。）は、「ふじさわ子育てガイド」（以下「子育てガイド」という。）の協働発行事業について、次のとおり協定を締結する。

### （仕様）

第1条 子育てガイドは全文60ページ以上とし、行政情報と、育児情報、特集ページ（以下「企画ページ」という。）及び事業者が集める広告にて構成され、事業者が作成して市に納品するものとする。

2 子育てガイドの発行に関し、市及び事業者は、本協定書に定めるもののほか、別紙の『「ふじさわ子育てガイド」協働発行事業仕様書』、『「ふじさわ子育てガイド」広告取扱基準』、『「ふじさわ子育てガイド」納品先及び納品部数一覧』及び「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」（以下あわせて「仕様書」という。）に従いこれを履行しなければならない。

3 市又は事業者の都合により、本協定書及び仕様書に定めた仕様を変更する必要が生じた場合は、市及び事業者が協議のうえ、当該内容を変更できるものとする。ただし、費用等が発生する場合は帰すべき各々が負担する。また、当該変更が市からの要求によるものであるときは、市及び事業者が協議のうえ、本協定書で定めた納品期限を変更できるものとする。

4 子育てガイドの校正作業は、市と事業者が協力して行い、市の校了をもって印刷に着手するものとする。事業者は、校了後の修正について原則として応じないものとするが、社会情勢の急激な変化により、そのまま修正せずに発行することが、子育てガイドの本来の目的を達成できない場合、あるいは、市又は事業者にとって不利益であると判断し得る内容である場合は、納品期限の変更等と合わせ、市及び事業者が協議のうえ修正等を行うことができるものとする。

### （経費）

第2条 本事業に係る費用の全額は、事業者が募集する広告の収入によって賄うものとし、市は一切の費用負担をしないものとする。

### （期間）

第3条 本協定の有効期間は締結の日から2029年（令和11年）3月31日までとする。

### （発行）

第4条 子育てガイドの発行は2027年（令和9年）4月、2028年（令和10年）4月、2029年（令和11年）4月とし、発行部数は各7,000冊とする。

## (引渡し)

第5条 子育てガイドの引渡しは、毎年3月20日までに、完成した冊子を市が指定する場所に指定した部数で行う。ただし、市及び事業者が協議のうえ、これを変更できるものとする。

## (広告掲載基準)

第6条 子育てガイドに掲載する広告については、公共性及び品位を損なう恐れのないものとし、別に定める『「ふじさわ子育てガイド」広告取扱基準』を遵守するものとする。また、掲載面や位置等は市及び事業者が協議のうえ、決定することとする。

- 2 広告は、一見して広告であると分かる表示又は体裁とすること。また、全誌面に対する広告の割合は概ね30%以下とすること。
- 3 市は、事業者が集めた広告について審査を行い、承認するものとする。審査の結果、掲載不適合と判断された場合は、事業者は広告内容の修正又は広告主の変更をしなければならない。この場合において生じる経費は事業者の負担とする。
- 4 広告主の募集は事業者が行い、市は関与しないものとする。ただし、事業者から依頼があった場合は、必要と認める範囲で、事業者に協力するものとする。

## (データ提供)

第7条 行政情報部分は市から事業者に前年度分を修正した原稿を入稿するものとする。また新規追加分は、任意の様式でデータ入稿するものとする。

- 2 市は、事業者の要請がある場合、子育てガイドの発行に必要な写真、デザイン及びその他の資料（以下あわせて「市保有情報」という。）を、事業者に対して無償にて提供するものとする。
- 3 前項の場合、市は、市保有情報が第三者の有する著作権、特許権等の知的財産権又は営業秘密その他の権利、利益を侵害していないことを保証するものとする。

## (検査)

第8条 市は子育てガイドを受領後、10日以内（以下「検査期間」という。）に子育てガイドの数量・外観について検査し、検査結果を事業者に通知するものとする。検査期間内に通知しなかった場合は、検査期間満了日に検査に合格したものとみなす。

- 2 事業者は、前項の検査結果が不合格の場合は、速やかに修正、取替え又は追加に応じるものとする。

## (配布)

第9条 市は納品された子育てガイドを市関連施設等に設置し、市民等に提供するものとする。

## (電子書籍版子育てガイドの転用)

第10条 事業者は、子育てガイドに掲載された情報について、利用者の利便性向上を推進するため、市又は事業者に関するWEB環境を用いた電子書籍等へ転用するものとする。

2 前項に規定する電子書籍の詳細については、『「ふじさわ子育てガイド」の電子書籍化に関する確認書』により定める内容によるものとする。

(著作権の帰属等)

第11条 市が提供する情報の著作権は市に帰属し、事業者が他の媒体へ転載、引用等を行う場合は、市の許可を得るものとする。また、事業者が作成する情報や広告の著作権は、事業者に帰属し、市が他の媒体への転載、引用等を行う場合は、事業者の許可を得るものとする。

(責任)

第12条 事業者は、天変事変その他やむを得ない理由の生じたことにより、業務内容を履行することができないときは、市に理由書を提出し、その理由を明らかにしなければならない。

2 市が事業者へ提供した情報に関する責任は市が負うこととし、問い合わせ等があれば市が対応することとする。

3 事業者が独自に収集した情報に関しては事業者が責任を負い、問い合わせ等があれば事業者が対応することとする。

(再委託)

第13条 事業者は、業務の全部又は主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、一部でかつ主要な部分を除く業務について、あらかじめ書面により市の承諾を得た場合はこの限りでない。

(協定の解除)

第14条 市及び事業者は、相手方が本協定に違反し、かつ、当該違反状態が相手方からの通知後15日以内に是正されない場合、何ら催告することなく、直ちに本協定を解除できるものとする。

2 市及び事業者は、本協定書及び仕様書に定めがある場合を除き、相手方の債務不履行により被害を被ったときは、解除の有無にかかわらず、相手方に対しその損害の賠償を求めることができる。

(秘密保持)

第15条 市及び事業者は、本協定の履行上知りえた相手方の秘密情報を、この協定の履行のためのみに使用し、相手方の事前同意なく、第三者に開示漏洩してはならない。この協定終了後又は協定解除後においても同様とする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、市及び事業者が協議のうえ決定するものとする。

(その他)

第17条 市及び事業者は、相手方の書面による事前の承諾なくして、本協定に基づく権利又は義務を第三者に譲渡し又は担保に供してはならない。

この協定書を証するため、本書を2通作成し、市及び事業者が記名押印の上、各自1通を保有する。

2026年（令和8年）月 日

市 住所 神奈川県藤沢市朝日町1-1  
会社名 藤沢市  
代表者 藤沢市長 鈴木 恒夫

事業者 住所  
会社名  
代表者